（幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述）

**第二十七条の三**　教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等）

**第二十七条の四**　教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助）

**第二十七条の五**　地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

第三十二条中「大学」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第五十四条の二中「前条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条を第五十四条の三とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

（幼保連携型認定こども園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等）

**第五十四条の二**　地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定（第四十八条第四項を除く。）中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十条の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同条第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、前条第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

第六十三条中「第五十四条の二」の下に「及び第五十四条の三」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第二十五条**　前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条の二第一項の規則の制定は、施行日前においても行うことができる。この場合において、地方公共団体の長は、当該規則を制定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律の一部改正）

**第二十六条**　公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正）

**第二十七条**　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（第五条第二項及び第十一条において「幼保連携型認定こども園」という。）を加える。

第五条第二項中「教育委員会」の下に「（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る裁定にあつては、当該地方公共団体の長）」を加える。

第十一条中「教育委員会」の下に「（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあつては、地方公共団体の長）」を加える。

（道路交通法の一部改正）

**第二十八条**　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「又は幼稚園」を「、幼稚園、幼保連携型認定こども園その他の教育又は保育のための施設」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

**第二十九条**　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

**第三十条**　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第四項に規定する申出施設等であるものに限る。）の経営者であった者であって、当該保育所又は幼稚園を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）により改正された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「新認定こども園法」という。）第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたもの又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この条において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者に係るもの（当該認可を受けるまでの間（みなし幼保連携型認定こども園にあっては認定こども園法一部改正法の施行の日までの間）に社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第一項の規定により当該退職手当共済契約を解除されていないものに限る。）に限る。）は、新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けた日（みなし幼保連携型認定こども園にあっては認定こども園法一部改正法の施行の日）以後、当該認可を受けた幼保連携型認定こども園又はみなし幼保連携型認定こども園に係る退職手当共済契約とみなす。

2　施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によってしたものとみなす。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

**第三十一条**　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業